平成２９年（フ）第１２６号
宮崎県延岡市土々呂町４丁目4340番地　エンゼルコーポ土々呂　101
債務者　吉田　和宏
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　律博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１６０８号
名古屋市昭和区福江２丁目３番26号　Ｕｒｂａｎ　Ｌ　203号室、住民票上の住所愛知県知多市日長字神之木82番地
債務者　赤井　県美
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和泉　憲明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３２７号
名古屋市東区徳川２丁目４番３号－２
債務者　松浦　　聡
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　　聖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４３８号
仙台市宮城野区二十人町156番地　セントフィールド榴ヶ岡アネックス301
債務者　吉田真奈美
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５４１号
宮城県塩竈市玉川３丁目12番12号
債務者　水間　良治
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５８０号
仙台市宮城野区榴岡４丁目11番１－601号
債務者　佐藤　織絵（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６４７号
宮城県黒川郡大和町吉岡字東柿木37番地の２（41Ｂ11Ｌ）
債務者　藤井　綺香
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６５５号
仙台市宮城野区幸町２丁目18番22号　ヨークプラザ５－106、従前の住所仙台市泉区住吉台東４丁目21番地の３
債務者　小野由貴雄
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７０３号
宮城県塩竈市旭町16番18号　佐藤コーポ101号、従前の住所宮城県塩竈市新富町24番８号
債務者　草刈久美子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
秋田県由利本荘市東由利老方字西ノ浜23番地
債務者　村上久美子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第７８号
福島県いわき市中之作字勝見ケ浦１番地の61
債務者　荒川　竜二
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第７９号
福島県いわき市中之作字勝見ケ浦１番地の61
債務者　荒川　一治
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第８２号
福島県いわき市平下神谷字北一里塚19番地の１　西側、従前の住所福島県いわき市好間町下好間字叶田15番地　市営住宅６－１
債務者　土田　樹里（旧姓林・末永・千葉・大堀）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１８４号
茨城県つくば市島名2323番地（諏訪Ｃ12街区２）ミレニオつくば万博記念公園209号
債務者　野村三喜男
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１９０号
茨城県土浦市並木２丁目４番27号　リーヴル・ディマージュ203号
債務者　濱崎　紋可
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２５９号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢340番地25　梅林第２団地４－Ａ
債務者　川口修滋郎
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係